7

防　　災　　指　　針

1　国が示す防災指針設定の考え方

2　町田市における防災指針設定の考え方

3　防災・減災まちづくりに向けた課題

4　防災・減災まちづくりに向けた取組方針

5　具体的な取組

1 国が示す防災指針設定の考え方

防災指針は、都市計画運用指針で、居住や都市機能の誘導を図る上で必要となる都市の防災に関する機能の確保を図るための指針であり、当該指針に基づく具体的な取組と併せて記載することが示されています。

国が示す防災指針設定の考え方　～都市計画運用指針より～

災害リスクの分析

防災指針の検討に当たっては、人口・住宅の分布、避難路・避難場所や病院等の生活支援施設の配置などの現状及び将来の見通しと、想定される災害ハザード情報を重ね合わせる分析を適切に行い、地域防災計画等に位置づけられている各地域の警戒避難体制の構築状況等を勘案の上、災害発生により想定されるリスクを適切に確認することが必要である。

防災指針に基づく取組の検討

基本的に居住誘導区域内を対象として、災害リスク分析の結果を踏まえて定めることとなる。また、取組の実施手順として、目標年次に至るまでの段階的な目標を定め、計画的に対策の進捗を図る構成とすることが望ましい。

《 防災指針と他項目等との連携 》

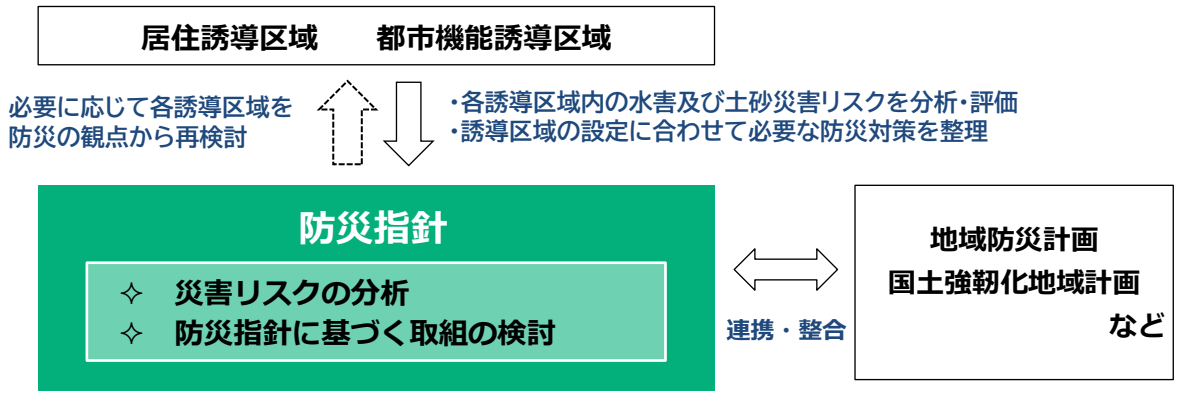

2 町田市における防災指針設定の考え方

町田市における防災指針は、市街地に残存する災害リスクやその原因について検証し、居住誘導区の区域に含めるかどうか判断を行います。

また、検証した災害リスクの情報の整理・分析により、防災上の課題を抽出し、防災・減災まちづくりに向けた取組方針を示します。

《 町田市における防災指針検討の進め方 》

防災指針

1．居住誘導区域に含めるかどうか判断

居住誘導区域の設定にあたっては、災害リスクがあり、都市再生特別措置法で「含めないこととされている区域」である『**保安林**』、『**土砂災害特別警戒区域**』及び『**急傾斜地崩壊危険区域**』は居住誘導区域から除外することとされています。

防災指針においては、「災害リスクや対策の可能性等を総合的に検討し判断する区域」として、①水害（**浸水予想区域、家屋倒壊等氾濫想定区域**）及び②土砂災害（**土砂災害警戒区域**）について、居住誘導区域に含めるかどうか判断します。

町田市においては、**居住誘導区域の対象**とします。

※検討内容については、「4 居住誘導区域」60～64 ページ参照

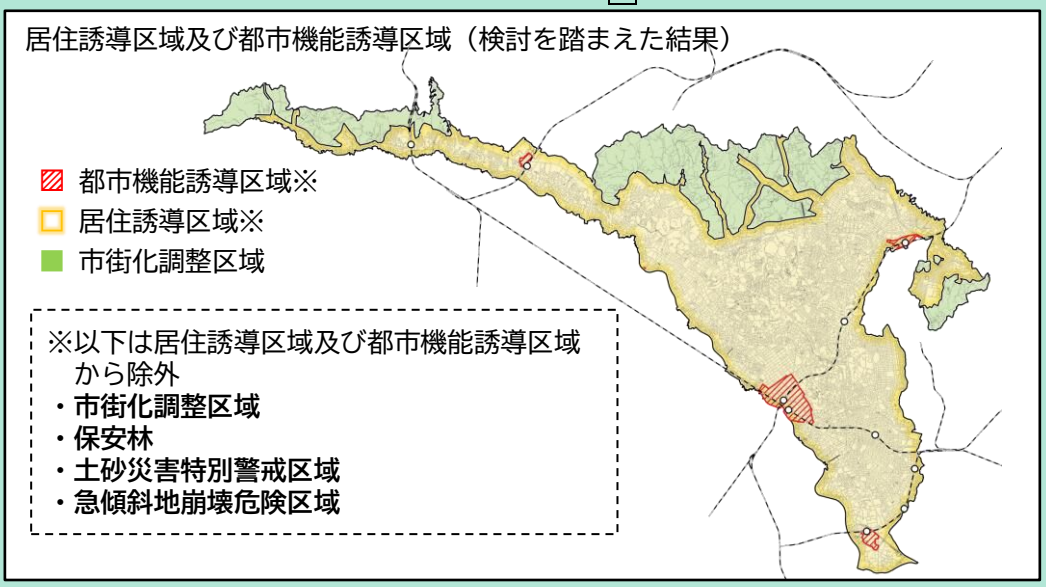

上記 1 を踏まえて検討

2．防災・減災まちづくりに向けた取組方針の策定

（1）防災・減災まちづくりに向けた課題の整理

防災・減災まちづくりに向けた取組方針を策定するため、水害、土砂災害、地震など、それぞれの災害に対する町田市内の現状と、今後より一層災害に強いまちの形成に必要な課題を整理します。（104～106 ページ参照）

（2）防災・減災まちづくりに向けた取組方針の策定

上記の防災上の課題や分析結果などを踏まえ、町田市の居住誘導区域内における更なる防災・減災まちづくりに向けた取組方針を示すとともに、この方針を踏まえた具体的なハード・ソフト両面の具体的な取組を示します。（107～109 ページ参照）

3 防災・減災まちづくりに向けた課題

防災・減災まちづくりに向けた取組方針を策定するため、これまでに検証した、対象となる災害ハザードエリアや町田市内におけるそれらの現状、そして今後も災害に強いまちの形成に必要な課題を以下に整理します。

課題１　水害リスクへの対応

主な対象箇所	浸水予想区域内で浸水深0.5m以上の区域 家屋倒壊等氾濫想定区域
町田市の現状	・「外水氾濫」は主に境川、鶴見川、恩田川、真光寺川、麻生川の沿川に分布しており、そのほとんどが居住誘導区域となっています。 ・浸水深0.5m以上の区域は、ほとんどが河川に沿った外水氾濫となっており、特に境川、鶴見川沿川が多い状況です。 ・内水氾濫と思われる区域は、恩田川の源流である滝ノ沢など、河川形状はないものの、地形的に谷地となっているところに存在しています。 ・家屋倒壊等氾濫想定区域は、市街化区域のみに存在しており、境川流域の「境川」、鶴見川流域の「鶴見川」、「真光寺川」、「恩田川」の沿川に分布しています。
町田市の課題	・一定の降雨量を目標水準として、河川空間部では河川整備及び沿川での調整池整備等が、市街地部では雨水管の整備や雨水貯留浸透施設整備等が進められており、今後も整備が予定されています。そのため、事業主体との連携を図り着実に進める必要があります。 ・ハード整備を引き続き進めつつ、想定最大規模の被害に備え、各世帯で安全に避難するための準備を促す取組や、避難しやすい環境づくりが求められます。 ・特に、町田駅周辺は、大勢が利用する駅を中心とするエリアですが、水害ハザードエリアに指定されています。災害時には多数の帰宅困難者が想定されることから、駅周辺の再開発では、水害への取組と合わせて帰宅困難者を受け入れる施設体制にも力を入れていく必要があります。 ・町田市内には、避難経路上に河川や浸水したアンダーパスがあることによって、水平避難が困難な箇所もあります。災害協定を締結している各種施設との連携や早期避難又は垂直避難など様々な避難手法が必要となります。

課題２ 土砂災害リスクへの対応

主な対象箇所	土砂災害警戒区域
町田市の現状	・土砂災害警戒区域として想定されている現象の多くは『急傾斜地の崩壊』であり、相原町や小野路町など市の北部では『土石流』の発生が想定されています。 ・『急傾斜地の崩壊』に該当する要件は「傾斜度が30度以上で高さが５ｍ以上の区域」、「急傾斜地の上端から水平距離が10m以内の区域」、「急傾斜地の下端から急傾斜地の高さの２倍以内の区域」となっており、市内北部の丘陵地には該当箇所が点在しているほか、市街地の造成地にも指定されています。
町田市の課題	・土砂災害警戒区域は、リスクの適切な周知と避難しやすい環境づくりを図るとともに、安全性が確保された土砂災害警戒区域外への土地利用の誘導が求められます。

課題３ 地震への対応

主な対象箇所	市内全域
町田市の現状	・東京都の「首都直下地震等による東京の被害想定（2024年）」によると、多摩東部直下地震（M7.3）における震度分布として、市内には震度６弱と６強が広がっており、境川や鶴見川などの河川沿いを中心に、震度６強の揺れが予測されています。 ・東京都の「地震に関する地域危険度測定調査［第９回］（2022年）」によると、地震の揺れによる建物倒壊や火災の危険性等をまとめて相対的に評価した「総合危険度」は、一部町丁目を除き危険度が下位にあたるランク１となっています。
町田市の課題	・発災した場合には全域で一定の被害が想定される中で、被害を最小限にする対策と、被災後早期に的確な復興を実現する対策が求められます。 ・復興を進めるためには、まず被災者自らによる取組（自助）が基本となりますが、被害規模が大きくなるにつれて、個人の力では対応が困難になることが予想されます。よって、地域力を生かした助け合い（共助）やＮＰＯ、企業等との連携、公的支援（公助）を組み合わせた協働による体制が求められます。

■ 各災害に対する主な対象箇所

町田市における防災・減災まちづくりに向けた課題と、各課題への対応が必要となる主な対象箇所を以下に示します。

	（ 課題 ）	（ 主な対象箇所 ）
課題１	水害リスクへの対応	・浸水予想区域内で浸水深0.5m以上 ・家屋倒壊等氾濫想定区域
課題２	土砂災害リスクへの対応	・土砂災害警戒区域
課題３	地震への対応	・町田市全域

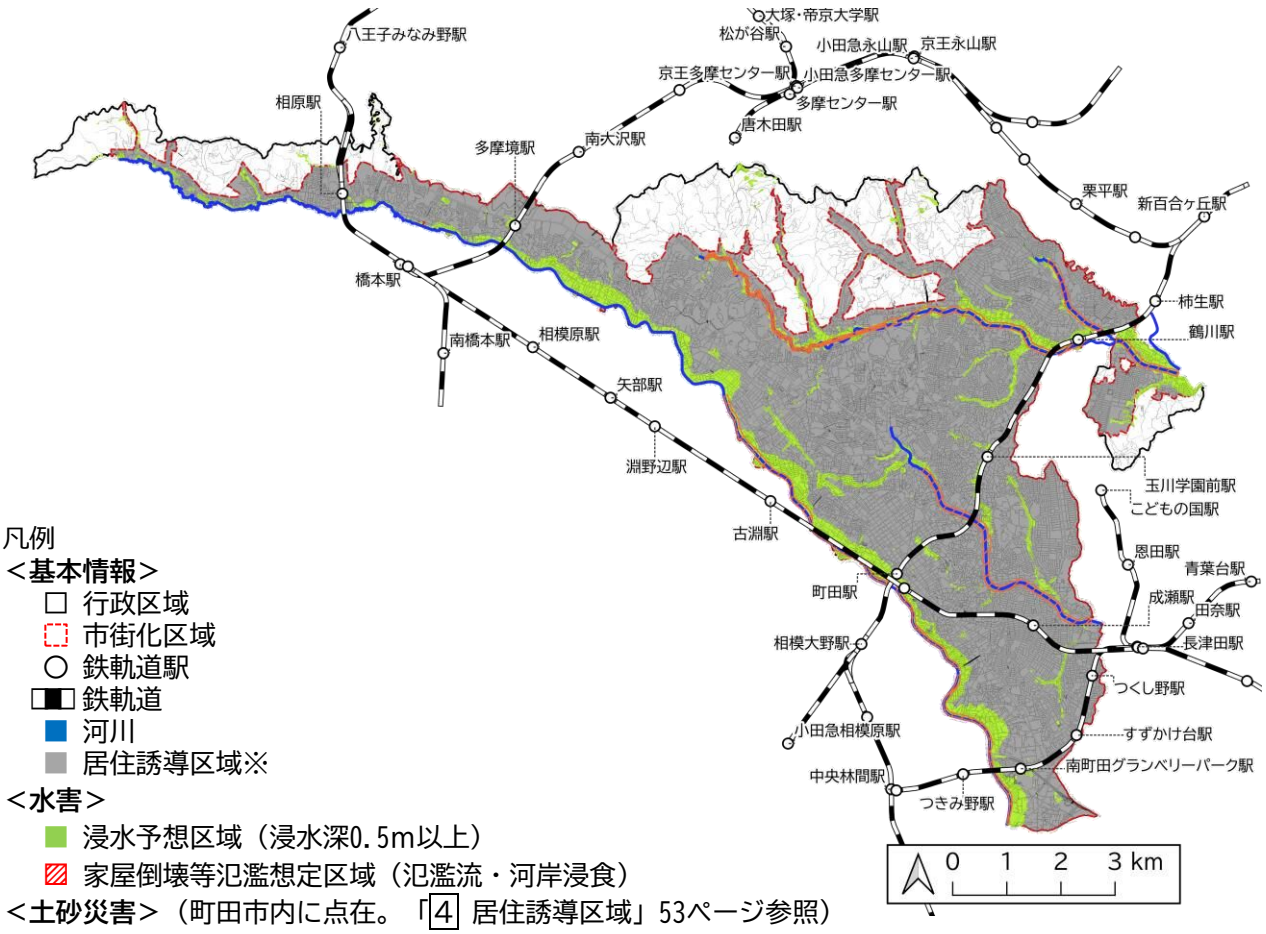

凡例

＜基本情報＞

- □ 行政区域
- ⬚ 市街化区域
- ○ 鉄軌道駅
- ▬ 鉄軌道
- ■ 河川
- ■ 居住誘導区域※

＜水害＞

- ■ 浸水予想区域（浸水深0.5m以上）
- ▨ 家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流・河岸浸食）

＜土砂災害＞（町田市内に点在。「4 居住誘導区域」53ページ参照）

※「保安林」、「土砂災害特別警戒区域」及び「急傾斜地崩壊危険区域」除く。

4 防災・減災まちづくりに向けた取組方針

前述の防災上の課題や分析結果から、町田市においては浸水予想区域内や土砂災害警戒区域（土砂災害特別警戒区域を除く）内も、居住誘導区域に設定しています。

一方で、近年の気候変動による自然災害の頻発化・激甚化、起伏に富んだ町田市の地形を考慮すると、引き続き居住誘導区域内の安全性を高めていく必要があります。

町田市では、居住誘導区域内における更なる防災・減災まちづくりに向けた取組方針とその具体的な内容について、本防災指針で示します。

なお、居住誘導区域外についても、町田市都市づくりのマスタープランなどの上位計画・個別計画に基づき安全対策を実施し、市内全域の安全性を高めていきます。

防災・減災まちづくりに向けた取組方針

方針１ 災害リスクの見える化等によるリスク・コミュニケーションの促進

- 発災時の被害を最小限におさえるため、災害リスクの明示や見える化等を行い、要配慮者等の市民、行政、関係機関など相互のリスク・コミュニケーションを促進します。

方針２ 道路、河川などの流域インフラ整備による災害リスクの低減

- 道路整備や河川整備などの河川流域におけるハード整備によって、災害リスクの低減を図ります。

方針３ 市民・事業者の土地利用に伴う災害リスクの低減

- 市民や事業者による土地利用の際、都市再生特別措置法に基づく届出制度の適切な運用、その他の法に基づく行政指導、補助制度などを用いて、災害リスクの低減を図ります。

方針４ 行政からの情報発信等による市民の防災行動支援

- 災害が頻発・激甚化する中で、ハード整備で対応できない想定外の被害が生じた際にも、被害が最小限となるよう、避難路の安全性向上や災害リスク情報の周知等によって、市民の防災行動を支援します。
- ホームページやアプリ等の情報発信ツールを通じて、災害時の避難広場や避難施設の避難人数、危険箇所、交通機関の運行状況等を迅速に市民に伝達し、市民が自身の安全を確保するために必要な対策を行えるよう、情報提供体制を強化します。

方針５ 行政における被害軽減策の推進

- 避難しやすい環境整備や地域防災力の向上と合わせ、行政における災害時の庁内及び関係機関との体制や連携の強化を図ることで、被害を最小限にする体制を構築します。
- また、対策をしても一定の被害が生じることを想定し、事前に検討・準備を進める事前都市復興を推進します。

5 具体的な取組

防災・減災まちづくりに向けた取組方針を踏まえた具体的なハード・ソフト両面の取組と実施期間を、以下のとおり定めます。

方針		取　組	実施主体	実施期間 短期（５年）	中期（10年）	長期（20年）
方針１ 災害リスクの見える化等によるリスク・コミュニケーションの促進	1-1	状況の変化に伴う災害リスクのある新規指定箇所の居住誘導区域からの除外検討及びその周知	市	→	→	→
	1-2	事前都市復興の取組（市民への意識啓発）		→	→	→
	1-3	事業者の事業継続力強化		→	→	→
	1-4	要配慮者利用施設の防災体制の充実		→	→	→
方針２ 道路、河川などの流域インフラ整備による災害リスクの低減	2-1	雨水管の整備・管渠の改築更新、汚水管への浸入水対策	市	→	→	→
	2-2	雨水貯留浸透施設の整備促進（既存調整池の改造･機能拡充　等）		→	→	→
	2-3	道路･橋梁･雨水管等のインフラ施設の耐震化促進		→	→	→
	2-4	オープンスペース確保・緑化推進（各種公園の整備事業、みどりの維持・保全　等）		→	→	→
	2-5	斜面緑地等におけるみどりの適正管理によるグリーンインフラ機能の維持		→	→	→
	2-6	水防体制の充実･強化（水防倉庫の設置　等）		→		
	2-7	鶴見川流域治水プロジェクト2.0に基づく整備（河道拡幅、河道掘削、調整池整備　等）	東京都	→	→	→
	2-8	境川流域治水プロジェクトに基づく整備（護岸整備、河道拡幅、河道掘削、調整池整備　等）	東京都 神奈川県	→	→	→
方針３ 市民・事業者の土地利用に伴う災害リスクの低減	3-1	都市再生特別措置法に基づく届出制度の適切な運用（リスク周知、助言勧告　等）	市	→	→	→
	3-2	建築行為、開発行為での雨水貯留浸透施設の設置促進（条例等に基づく指導、補助金制度の活用促進）		→	→	→
	3-3	土砂災害防止法・盛土規制法に基づく適正な建築行為、開発行為の規制・誘導		→	→	→
	3-4	良好な住宅の維持（市営住宅計画修繕事業、住宅改良資金助成事業、団地再生推進事業　等）		→	→	→

方針		取　組	実施主体	実施期間 短期（５年）	中期（10年）	長期（20年）
方針３ 市民・事業者の土地利用に伴う災害リスクの低減	3-5	建築物の耐震化の促進（住宅耐震促進事業、小中学校増改築事業、小中学校校舎等改修事業　等）	市	→	→	→
	3-6	緊急輸送道路沿道建築物の耐震化促進、避難路の安全性向上（緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業　等）		→	→	
	3-7	地盤沈下及び液状化防止対策の推進（都条例に基づく施設の構造基準等の規制、液状化対策の情報提供 等）		→	→	→
	3-8	法や条例に基づく各種制度を活用した緑地・都市農地等の保全		→	→	→
	3-9	大規模な開発時のグリーンインフラ機能の維持、オープンスペースの創出や緑化の推進		→	→	→
	3-10	特定都市河川流域での許可制度の適正運用	東京都	→	→	→
方針４ 行政からの情報発信等による市民の防災行動支援	4-1	住民の防災行動力の強化（洪水・土砂災害ハザードマップや広報紙、ホームページ等を活用した防災情報の提供、防災訓練等の防災イベントの実施　等）	市	→	→	→
	4-2	地域防災力の向上（消防団運営事業、自主防災リーダー育成事業　等）		→	→	→
	4-3	家庭･事業所における災害時用物資の備蓄奨励		→	→	→
方針５ 行政における被害軽減策の推進	5-1	民間事業者や他自治体等との災害時協力体制整備、連携強化	市	→	→	→
	5-2	町田市職員の応急活動体制整備・強化		→	→	→
	5-3	町田市版ＢＣＭの推進		→	→	→
	5-4	事前都市復興の取組（職員の復興訓練、復興まちづくりに向けた取組の推進方針や関連情報等の更新、関係機関との連携　等）		→	→	→
	5-5	事前都市復興基本方針を踏襲した、大規模な災害による被災後の円滑な復旧・復興の誘導		→	→	→
	5-6	防災拠点等における備蓄計画の策定・推進		→	→	→

8

評　　価　　指　　標

1　国が示す評価指標設定の考え方

2　町田市における評価指標設定の考え方

3　評価指標

4　進捗管理

1 国が示す評価指標設定の考え方

評価指標は、立地適正化計画の手引き（国土交通省）で、以下に留意して設定する考え方が示されています。

国が示す評価指標設定の考え方　～立地適正化計画の手引きより～

○立地適正化計画は、概ね５年ごとに施策の実施の状況についての調査、分析及び評価を行うよう努める必要がある。そのため、立地適正化計画の必要性・妥当性を住民等の関係者に客観的かつ定量的に提示するとともに、ＰＤＣＡサイクルが適切に機能する計画とするため、目標を定量化することが重要。

○この際、例えば、「居住誘導区域内の人口密度の維持」を目標として設定する場合、目標達成により期待される効果も併せて明らかにすることが重要。

○目標達成により期待される効果とは、立地適正化計画作成の目的そのものであり、これをしっかりと定量化することで実効性ある計画となる。

○定量的な目標値は、コンパクトシティの施策効果を分かりやすく示す観点から、居住誘導区域や都市機能からの徒歩圏内の人口密度、公共交通の利用、行政コスト等に関する指標を設定することが有効。

○国の補助制度であるコンパクトシティ形成支援事業を活用して立地適正化計画の作成・見直しを行う場合は、目標値の設定について条件が設定されているので、確認が必要。

（定量的な目標値等の設定例）

分野	目標指標	基準	目標
生活利便性	居住誘導区域における人口密度	【〇〇年】 ●●人/ha	【□□年】 ■■人/ha
生活利便性	都市機能の徒歩圏における 平均人口密度	【〇〇年】 ●●人/ha	【□□年】 ■■人/ha
生活利便性	公共交通機関の分担率	【〇〇年】 ●●%	【□□年】 ■■%
安全・安心	防災上危険性が懸念される 地域に居住する人口の割合	【〇〇年】 ●●%	【□□年】 ■■%
行政運営	市民一人当たりの行政コスト	【〇〇年】 ●●円/人	【□□年】 ■■円/人

2 町田市における評価指標設定の考え方

町田市では、町田市立地適正化計画が目指すまちづくりの実現に向けて、誘導施策の実施状況についての調査、分析及び評価を行うため、評価指標を設定します。

評価指標は、「居住地形成」、「拠点形成」、「交通ネットワーク」の各分野の取組に設定します。

3 評価指標

町田市立地適正化計画における各項目の評価指標は、以下のとおりとします。

■居住地形成

（1）住戸の適正配置・ボリュームの最適化

評価指標		基準	目標	備考
-1	市街化区域内の人口集中地区（ＤＩＤ）の面積	47.73㎢ （2020年度）	現状維持	40人/ha以上の区域面積 町田市統計書のデータ（５年更新）による
-2	土砂災害特別警戒区域内の建物棟数	1,526棟 （2021年５月）	現状値以下	区域は2022年３月（下記-３）、建物棟数2021年５月（土地利用現況調査）による
-3	土砂災害特別警戒区域の指定状況	1,749か所 （2022年３月）	現状値以下	
-4	災害など非常時に対して備えている市民の割合	87.7%	100%	まちだ未来づくりビジョン２０４０掲載（防災安全部資料）

【設定の考え方】

・市街化区域の人口集中地区（ＤＩＤ）の面積を指標とし、現状維持を目指します。

・町田市の市街化区域内は、2040年まで一定の人口密度が維持される見込みであることから、当指標に基づき、市街化区域（おおむね居住誘導区域）の居住動向を確認します。

・人口集中地区（ＤＩＤ）とは、市町村の区域内で人口密度の高い基本単位区（原則として１㎢当たり約4,000人以上）が互いに隣接して、その人口が5,000人以上となる区域をいいます

・災害ハザードエリアのうち、土砂災害特別警戒区域内の建物棟数を指標とし、現状値以下を目指します。また、災害ハザードエリアのうち、土砂災害特別警戒区域の指定箇所数を指標とし、現状値以下を目指します。

・災害など非常時に対して備えている市民の割合を指標とし、100%を目指します。

・土砂災害特別警戒区域から居住誘導区域への移転については届出が不要となるため、[（１）-２]建物棟数の動向をみることで、安全・安心なまちづくりの進捗状況を確認します。

・また、建物棟数の増減が、[（１）-３]土砂災害特別警戒区域の対策工事等（ハード対策）によるものか、[（１）-４]ハザード情報の周知や事前都市復興の取組など市民の意識向上（ソフト対策）によるかどうかの判断材料の１つとします。

（2）大規模団地の再生

評価指標	基準	目標	備考
-1 住宅団地入居率	85.95% （2025年１月）	現状値以上	町田市統計書のデータによる
-2 住宅団地生産年齢人口割合	45.90% （2021年）	現状値以上	町田市統計書のデータによる

【設定の考え方】

・ＵＲ、ＪＫＫの大規模団地における入居率及び生産年齢人口割合を評価指標とし、現状値以上の数値を目標値とすることで、ライフスタイルに対応した住宅供給や、住宅数などのボリュームの見直しなどを踏まえた大規模団地の再生を見据えた居住動向を確認します。

（3）日常生活を支える都市機能の維持・充実

評価指標	基準	目標	備考
-1 町田市を暮らしやすいまちと思う人の割合	88.0% （2023年度）	現状値以上	毎年行う市民アンケートの集計結果による
-2 今後も町田市に住み続けたい人の割合	89.7% （2023年度）	現状値以上	毎年行う市民アンケートの集計結果による
-3 居住誘導区域内における地価公示価格（平均）	162,400円/㎡ （2025年１月）	現状維持	立地適正化計画で求める指標に沿ったデータについて確認

【設定の考え方】

・町田市民の暮らしやすさ（「暮らしやすい」、「やや暮らしやすい」と回答された割合）及び定住意向（「住み続けたい」、「やや住み続けたい」と回答された割合）を指標とし、現状値以上の数値を目標値とすることで、現在の良好な住環境が保全・育成されているかを確認します。

・市街化区域内において、人口密度が一定水準以上で維持される見込みですが、それを支えるインフラ整備等による住環境を整え、土地の価値として維持していくことを目標とします。

・居住誘導区域内の用途区分が住宅地に該当する公示地価の平均値を算出します。

（4）持続可能な住環境づくり

評価指標	基準	目標	備考
-1 地区計画策定数	46地区 （2025年４月）	現状値以上	

【設定の考え方】

・地区計画の策定数を指標とし、現状値以上の数値を目標値とすることで、民間事業者や地域住民発意のまちづくり提案等により、居住地形成上の課題に対応するような土地利用の誘導が実現できているかを確認します。

■拠点形成

（1）都市機能の多機能化・高度化

	評価指標	基準	目標	備考
-1	誘導施設の新規立地数	― （2025年度）	現状値以上	
-2	町田市内で文化芸術活動に触れる機会のある人の割合	45.7% （2024年度）	現状値以上	毎年行う市民アンケートの集計結果による

【設定の考え方】

・日常生活に必要な都市機能の維持を図るとともに、拠点においてはより多くの人が訪れ、まちの賑わいが一層向上するためには、誘導施設の新規立地数を確認します。

・誘導施設のうち、文化機能である「映画館」や「音楽・演劇ホール」など、町田市内における文化芸術活動に触れる機会が増えることで、拠点形成を図る指標とします。

（2）ウォーカブルな空間形成

	評価指標	基準	目標	備考
-1	町田駅周辺の中心市街地に２週間に１回以上の頻度で訪れる人の割合	41.2% （2024年度）	現状値以上	毎年行う市民アンケートの集計結果による
-2	町田駅周辺の中心市街地に１時間以上滞在する人の割合	81.4% （2024年度）	現状値以上	毎年行う市民アンケートの集計結果による

【設定の考え方】

・都市機能誘導区域である「町田駅周辺」に訪れた来訪者の人数（２週間に１回以上）や滞在時間（１時間以上層の割合）を指標とし、現状値以上の数値を目標値とすることで、町田市の広域都市拠点である町田駅周辺における来訪者の滞在時間をみることで、地域に求められる都市機能の充足（町田駅にいけばコトが足りる）や、魅力（時間消費型の商業、エンタメ施設など）を図る指標とします。

■交通ネットワーク

（1）移動しやすい交通基盤の整備

	評価指標	基準	目標	備考
-1	公共交通を利用しやすいと感じている市民の割合	64.7% （2023年度）	現状値以上	毎年行う市民アンケートの集計結果による

【設定の考え方】

・公共交通を利用しやすいと感じている市民の割合を指標とし、現状値以上の数値を目標値とします。

・町田市都市づくりのマスタープラン　方針編（交通）で掲げる基本方針「日常的な移動を多様な担い手・手段で支え、移動しやすい持続可能な交通環境をつくること」を実現するために、今後策定予定の（仮称）町田市地域公共交通計画における目標との整合を図っていきます。

４ 進捗管理

本計画の進捗管理は、以下に示すＰＤＣＡサイクルに基づき実行し、進捗状況に応じて内容の改定を行いながら実現を目指していきます。

概ね５年ごとに評価指標の達成状況や誘導施策の進捗状況の評価・検証を行い、その結果を踏まえ必要に応じて見直しを行います。

また、町田市立地適正化計画の計画期間内においては、多摩都市モノレール町田方面延伸等のプロジェクトの進捗、社会経済情勢や法制度の改正、国・都の施策の見直し、市の上位関連計画の見直しなど、様々な変化が想定されます。これらの状況変化も踏まえ見直しの必要性が高まった場合についても、適宜、町田市立地適正化計画の見直しを行います。

《ＰＤＣＡサイクルのイメージ》

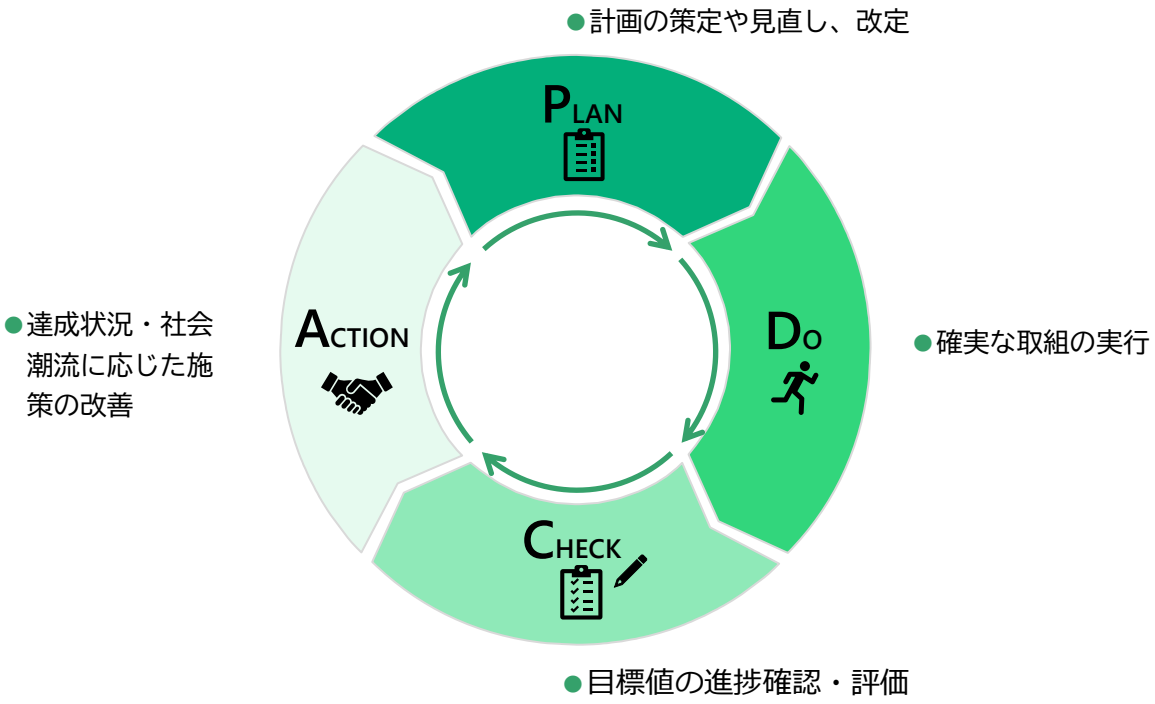

用　　語　　解　　説

■あ行

アンダーパス
主に市街地で道路や鉄道等と交差し、前後区間に比べて急激に道路の高さが低くなっている区間のこと。

一団地の住宅施設建設事業
都市の総合的な土地利用計画に基づき、良好な居住環境を有する住宅団地を計画的に造成するための都市計画事業であり、住宅の建設とあわせて、道路、公園等の公共・公益的施設等の整備を行うもの。

一部損壊（⇒準半壊）
住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、損壊部分がその住家の延床面積の10%以上20%未満のもの。

一部破損
「一部損壊(準半壊)」建物と「準半壊に至らない」建物の総称のこと。

溢水（いっすい）
河川の水があふれ出ること。

一体型滞在快適性等向上事業
官民一体で「居心地が良く歩きたくなる」まちなかづくりを目指す区域において、公共施設の整備・管理と一体となって、土地所有者等が交流・滞在空間を創出する事業のこと。

イノベーション
それまでのモノ・仕組みなどに対して全く新しい技術や考え方を取り入れて新たな価値を生み出して社会的に大きな変化を起こすこと。

インフラ
道路・鉄道・港湾・空港等の産業基盤や上下水道・公園・学校等の生活基盤、治山治水といった国土保全のための基盤、その他の国土、都市や農山漁村を形成し、国民生活やあらゆる社会経済活動を支えるもの。

ウォーカブル
歩くことができる、歩きやすい、という意味で、地域環境の歩きやすさを表す概念のこと。

雨水貯留浸透施設
河川への雨水の流出を抑制させる施設のこと。公園･校庭等の公共公益施設用地、集合住宅の棟間等の空閑地に、その敷地内に降った雨を一時貯留させる貯留施設と、浸透ます、浸透トレンチ、透水性舗装等により雨水を地下に浸透させる浸透施設がある。

液状化
水を含む緩い砂を多く含む地盤が地震の強い揺れを受けて液体のような挙動をする現象のこと。

オープンデータ
「営利目的、非営利目的を問わず二次利用可能なルールが適用されたもの」、「機械判読に適したもの」、「無償で利用できるもの」で、国、地方公共団体及び事業者が保有する官民データのうち、国民誰もがインターネット等を通じて容易に利用（加工、編集、再配布等）できるよう公開されたもの。

■か行

カーボンニュートラル
温室効果ガスについて、排出量から吸収量と除去量を差し引いた合計をゼロにすること。

外水氾濫
溢水（いっすい）して、河川周辺の住宅地で浸水被害などが生じること。

開発行為
建築物の建築などを目的で行う土地の造成（盛土、切土によって整形な土地をつくる）などのこと。

家屋倒壊等氾濫想定区域
「河岸浸食」と「氾濫流」の２種類に分けられ、「河岸浸食」は洪水時の河岸浸食により木造・非木造の家屋が倒壊するおそれがあり、「氾濫流」は洪水時の氾濫によって木造家屋の倒壊するおそれがある区域のこと。

管渠（かんきょ）
主に下水や雨水を効率的に排水・搬送するため、密閉された管で多くが地下に埋設された管や構造物のこと。

勧告
一定の措置をとるように勧める・促すこと。

基盤整備
道路・街路、都市公園、下水道、住宅、港湾、漁港、河川、情報通信網などの都市基盤施設を整備すること。

給与住宅
会社、官公署、学校等がその社員、職員、教員等を居住させる目的で建築するもの。

行政区域
行政機関の権限の及ぶ範囲で、町田市全域のこと。

業務核
東京23区以外の地域で相当程度広範囲の地域の中核となり、業務機能をはじめとする諸機能の適正な配置先の受け皿となるべき都市のこと。

緊急輸送道路
震災時の緊急輸送や応急活動を担う防災拠点等を結ぶ輸送ネットワークとして、道路管理者が指定する道路のこと。

暮らしのかなめ
「町田市都市づくりのマスタープラン（2022年３月）」に位置づける、市民の日々の暮らしを支える場を指す。地域の特徴を活かして暮らし続けていくために、日常生活に必要な買い物や用事を済ますことができる場所のこと。

グリーンインフラ
社会資本や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能（生物生息地の提供、気温上昇の抑制や雨水貯留機能等）を活用し、持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりを進める取組のこと。

経常収支比率
経常的な収入（市税など）に対する経常的な支出（人件費や扶助費など）の割合のこと。

建築基準法第48条
建築基準法のうち、都市計画法に基づく用途地域ごと、建築可能な建物用途に関する事項が定められている条項のこと。

原野（げんや）
耕作の方法によらないで雑草、かん木類の生育する土地のこと。

広域都市拠点
「町田市都市づくりのマスタープラン（2022年３月）」に位置づける拠点の一つで、町田駅周辺のこと。市内だけでなく周辺市も含めたより広い範囲における交通結節の核として、商業・業務施設をはじめ多様な機能が高度に集積していることに加え、歩いて楽しい回遊性の高いまちを目指す。

交通結節機能
空港や鉄道駅等で、バス、自動車など、他の交通機関との乗継ぎが図られ、多方向への移動の円滑化、利便性を確保する機能のこと。

交通結節点
鉄道、バス、自動車など、他の交通機関との乗継ぎを行う場所のこと。

高齢者交流施設
高齢者の地域交流の促進を図るために設置された施設のこと。町田市では「わくわくプラザ町田」という施設がある。

国鉄
1987年まで国が保有・経営していた日本国有鉄道の略称のこと。現在では「ＪＲ」のこと。

湖沼
雨水や湧水（地下水が地上に流れ出ること）あるいは河川の流入によって水量が保たれている湖や沼のこと。

子育て支援センター
０歳から18歳までのお子さんとその保護者を対象として、子育てに関する相談が可能な施設のこと。

子育て総合支援センター
中心拠点に設定される、市町村全域の住民を対象とした児童福祉に関する指導･相談の窓口や活動の拠点となる施設のこと。

コミュニティサロン
地域の中で仲間づくりや異世代交流を行い、人と人とを結ぶふれあいの場のこと。

■さ行

サービス付き高齢者向け住宅
「高齢者住まい法」の改正により創設された、介護・医療と連携し、高齢者の安心を支えるサービスを提供するバリアフリー構造の住宅を指す。住宅としての居室の広さや設備、バリアフリーといったハード面の条件を備えるとともに、ケアの専門家による安否確認や生活相談サービスを提供することなどにより、高齢者が安心して暮らすことができる環境を整える住宅のこと。

災害イエローゾーン
災害レッドゾーン以外で、災害時に危険を及ぼす可能性がある区域（土砂災害警戒区域、浸水予想区域など）のこと。

災害レッドゾーン
土砂災害特別警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域のこと。

里山
谷戸や山林に隣接する集落で生活する住民が、自ら田畑を耕作し、農閑期においては薪や炭にする目的で樹木の伐採を行い、雑木林の管理がなされている地域のこと。谷戸の農地や山林だけでなく、隣接する集落やため池、水路などを含む。

市街化区域
すでに市街地を形成している区域と概ね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域のことで、長期的には、都市の持続的発展や効率的な都市経営の観点から、集約型の都市構造への再編を見据えた取組が必要と考えられている。

市街化調整区域
市街化を抑制すべき区域のことで、現在の緑農環境を保持し、他の土地利用への転換を抑制している。

市街地再開発事業
都市再開発法に基づき、市街地の土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るために、公共施設、建築物の整備などを行う事業のこと。

時間消費型のショッピングニーズ
商業施設内に居心地のいい空間を作ることで、長時間滞在してもらうことを目的とした買い物のこと。

自主防災リーダー育成事業
災害から命を守ることを目的に、誰しもが防災リーダーとして活躍できるよう様々な講座を実施している事業のこと。

市場原理
市場で自由に行われる取引が、需要と供給のバランスによって最適な状態に調整される経済原理のこと。

自然環境保全法
自然環境を保全することが特に必要な区域等の生物の多様性の確保その他の自然環境の適切な保全を総合的に推進することにより、広く国民が自然環境の恵沢を享受するとともに、現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とした法律のこと。

自然公園法
我が国を代表する優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図ることにより、国民の保健、休養及び教化に資するとともに、生物の多様性の確保に寄与することを目的とした法律のこと。

事前都市復興
平時から大きな地震や洪水などの自然災害により、まちが被災してしまった時のことを想定し、あらかじめ復興に必要な情報や方針を整理しておくとともに、市民や市職員の知識・技能・意識を高めることで、災害対応力を向上させる取組のこと。

事前都市復興基本方針
市街地形成にかかる都市復興を進めていくにあたって、被災前から考えることができる基本理念や将来像など、あらかじめ市の考えを定めたもの。

児童クラブ
小学校に就学している子どもで、保護者が就労により昼間家庭に いない子どもや、疾病、介護等により昼間家庭での養育ができない子どもを対象として、その放課後の時間帯において子どもに適切な遊び及び生活の場を提供し、子どもの「遊び」及び「生活」を支援することを通して、その子どもの健全育成を図ることを目的とする事業のこと。町田市では「学童保育クラブ」のこと。

シネマコンプレックス
一つの施設に複数のスクリーンを有する映画館のことで、標準的には９～10スクリーン程度となっている。

市民センター（コミュニティ機能）
町田市内にある市民センターに存する、広く地域活動の拠点となるホールや会議室など、市民の皆さんが利用できる機能のこと。

社会教育センター
教育上の課題を抱える子どもと保護者および教育関係者への支援によって、教育の質の向上、教育課題の解決を図り、子どもの健全な成長を促す施設のこと。

住宅市街地総合整備事業
既成市街地において、快適な居住環境の創出、都市機能の更新、美しい市街地景観の形成、密集市街地の整備改善、街なか居住の推進等を図るため、住宅等の整備、公共施設の整備等を総合的に行う事業のこと。

住宅商業共存地
住宅と商業施設が混在している地域のこと。

住宅ストック
一定の時期に一定の範囲に存在する住宅のこと。

樹林地
土地の大部分について樹木が生育している一団の土地のことで、樹林には竹林も含まれる。

準半壊
住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、損壊部分がその住家の延床面積の10%以上20%未満のもの。

生涯学習施設
子どもから高齢者まで市民のみなさんの生涯にわたる学習活動を総合的に支援するための教育機関のこと。

商業業務地
商業施設やオフィス等の業務施設が集積している場所のこと。

人口集中地区（ＤＩＤ）
原則として人口密度が１平方キロメートル当たり4,000人以上の基本単位区等が市区町村の境域内で互いに隣接して，それらの隣接した地域の人口が国勢調査時に5,000人以上を有する地域に該当するエリアのこと。

森林法
森林計画、保安林その他の森林に関する基本的事項を定めて、森林の保続培養と森林生産力の増進とを図り、国土の保全と国民経済の発展とに資することを目的とした法律のこと。

垂直避難
急激な降雨や浸水により屋外での歩行等が危険な状態になり，浸水による建物の倒壊の危険がない場合などに，自宅や隣接建物の 上層階（浸水深以上）へ緊急的に一時避難すること。

水防倉庫
洪水時の被害を未然に防ぐための水防活動を行うのに必要な土のうやビニールシート等の資材が収納された倉庫のこと。

水面
河川・水路・ため池等の水域のこと。

スプロール
無秩序な市街化のこと。

スマートウェルネス住宅等推進事業
高齢者、障がい者、子育て世帯等の多様な世帯が安心して健康に暮らすことができる住環境を実現するため、先導的な住環境・市場環境整備、子育て世帯等のための支援施設等の整備を伴う市街地再開発事業及び子どもの安全・安心に資する共同住宅の整備等に対して支援する事業のこと。

スモールモビリティ
自動車よりコンパクトで小回りが利き、環境性能に優れ、地域の手軽な移動の足となる１人～２人乗り程度の乗り物のこと。

生活拠点
「町田市都市づくりのマスタープラン（2022年３月）」に位置づける拠点の一つで、相原駅周辺や玉川学園前駅周辺、成瀬駅周辺、木曽山崎周辺のこと。

生活サービス機能
日常生活に必要な医療、福祉、商業等の機能のこと。

生活サービス施設
医療施設である病院（内科又は外科）及び診療所、福祉施設である通所系施設、訪問系施設、小規模多機能施設、 商業施設である専門スーパー、総合スーパー、百貨店のこと。

生産年齢人口
15歳～64歳の人口のこと。

総合治水対策
市街化が進み、本来地面に浸み込むはずの雨水が大量に川や水路に流れ込むことによって起こる浸水被害を抑えるため、治水施設の整備を流域の開発・土地利用計画などと連携調節を図りながら行う、総合的な治水対策のこと。

総合福祉センター
市町村全域の住民を対象とした高齢者福祉の指導・相談の窓口や活動の拠点となる機能のこと。

その他公的な宅地造成
土地区画整理事業や一団地の住宅施設建設事業以外の手法で、ＵＲ（独立行政法人都市再生機構）・ＪＫＫ（住宅供給公社）・東京都施行等の宅地造成のこと。

ソフト対策
防災対策の一つで、防災情報の高度化、防災関係機関の災害情報伝達体制の整備等、被害の軽減を図る取組など、施設整備を伴わないもののこと。

■た行

大規模団地のセンター街
大規模団地に居住する住民の生活を支える商業施設や公共施設等が集積した団地内の場所のこと。

多極ネットワーク型コンパクトシティ
合併前の旧市町村中心部を地域拠点として、中核拠点とネットワークでつなぐまちづくりのこと。

脱炭素化
温室効果ガスの排出量をゼロにすること。

団地センター施設
大規模団地のセンター街を形成している商業施設や公共施設等のこと。

地域公共交通活性化再生法
地域公共交通の活性化及び再生のための地域における主体的な取組及び創意工夫並びに地域の関係者の連携と協働を推進し、もって個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現に寄与することを目的とした法律のこと。

地域公共交通計画
地域にとって望ましい地域旅客運送サービスの姿を明らかにする「マスタープラン」としての役割を果たすもの。

地域の交通の担い手
地域住民の移動を支える路線バスやタクシー等の公共交通を運行する事業者や団体等のこと。

地域包括ケアシステム
重度な要介護状態になっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供されるシステムのこと。

地域包括支援センター
介護保険法に基づき設置されている高齢者の方のための総合相談窓口で、高齢者が住み慣れた地域で長く安心して暮らしていけるよう、高齢者の総合的な相談や支援、必要なサービスの調整を行う。

地価公示
国土交通省が毎年３月に公表するその年の１月１日時点における全国の標準地の土地価格のこと。一般的な土地取引や固定資産税評価の目安等に活用される。

地区協議会
町田市内の全10地区で設立されている、地区の特性と資源をいかして、地区の課題を自ら解決し、さらに魅力発信や向上に主体性を持って取り組む団体同士のネットワークのこと。

地区計画
都市計画法に基づき、地区の特性にふさわしい良好な環境の街区を整備・保全するため、建築物の形態、道路や公園の配置等について住民の意向を反映し、区市町村が定める計画のこと。

地形地物
「建物」「道路」や「地形の起伏に関する情報」のこと。

中学校区
市町村教育委員会にて就学すべき中学校を指定する上で、判断基準としてあらかじめ設定した区域のこと。

中規模集会施設
地域センターを補完する集会施設で、地域の住民によって組織された施設委員会が運営している施設のこと。

駐車場整備地区
自動車交通が著しく混雑する地区とその周辺地区で、道路の効用を保持し、円滑な道路交通を確保する必要があると認められる区域のこと。

長期優良住宅化リフォーム推進事業
既存住宅の性能向上や子育てしやすい環境等の整備に資する優良なリフォームを支援する制度のこと。

調整池
下流の河道が洪水を流しきれない場合に、洪水の一部を一時的に貯め、下流側の氾濫を防ぐ役割を担う施設のこと。

低未利用地
空き地など居住や施設、事業用地等の用途で利用されていない土地や、青空駐車場など利用の程度が周辺の他の土地と比べて著しく劣っていると認められる土地のこと。

東京こどもすくすく住宅認定制度
居住者の安全性や家事のしやすさなどに配慮された住宅で、かつ、子育てを支援する施設やサービスの提供など、子育てしやすい環境づくりのための取組を行っている優良な住宅を東京都が認定する制度のこと。

特定都市河川流域
総合的な浸水被害対策の一層の推進をめざして制定された特定都市河川浸水被害対策法（2004年５月施行）に基づいて指定される河川の流域のこと。市域の約７割が流域となっている鶴見川流域は、2005年４月１日に全国に先駆けて「特定都市河川流域」に指定されている。

特別用途地区
用途地域内の一定の地区において、当該地区の特性にふさわしい土地利用の増進、環境の保護等の特別な目的の実現を図るため、用途地域の指定を補完する地区のこと。特定の建築物の用途等を制限又は緩和することが必要な地区に指定される。

都市インフラ（⇒都市基盤施設）
道路・街路、都市公園、下水道、住宅、港湾、漁港、河川、情報通信網などのこと。

都市開発諸制度
公開空地の確保など公共的な貢献を行う建築計画に対して、容積率や斜線制限などの建築基準法に定める形態規制を緩和することにより、市街地環境の向上に寄与する良好な都市開発の誘導を図る制度のこと。

都市型住宅
拠点周辺や幹線道路沿いに立地し、交通や買い物などの利便性が高く、郊外型の戸建て住宅と比較して高層の住宅のこと。

都市基盤
道路、都市公園、下水道、住宅、港湾、漁港、河川、情報通信網などのこと。

都市計画運用指針
国土交通省が、都市計画制度の運用に当たっての原則的な考え方について、地方公共団体に示した指針のこと。

都市計画基礎調査
都市計画法に基づき、都市における人口、産業、土地利用、交通などの現況及び将来の見通しを定期的に把握し、客観的・定量的なデータに基づいた都市計画の運用を行うための調査のこと。

都市計画区域
市町村の行政区域にとらわれず，現在及び将来の都市活動に必要な土地や施設が相当程度その中で充足できる範囲を，実質上一体の都市として整備，開発及び保全する必要のある区域のこと。

都市計画道路
都市計画法に基づいて計画された道路のことで、交通機能のほかに防災機能や都市の環境を良好に保つ機能等がある。

都市計画変更
都市計画法に基づき指定した計画内容を、社会情勢・地域特性・事業内容等の変化に応じて変更すること。

都市構造
都市の骨格を形作る拠点やネットワーク等の主な要素のこと。

都市再生特別措置法
少子高齢化等の社会経済情勢の変化に対応した都市機能の高度化及び都市の住居環境の向上を図り、併せて都市の防災に関する機能を確保するため、社会経済構造の転換を円滑化し、国民経済の健全な発展及び国民生活の向上に寄与することを目的とした法律のこと。

都市地域交通戦略推進事業
人口減少、少子高齢化への対応や、集約型都市構造への再編に向けたまちづくりの取組として、多様な交通モードの連携による持続可能なコンパクトシティへの展開を図ることを目的とした事業のこと。

都市農地
市街地及びその周辺地域の農地のこと。

都市のスポンジ化
都市の内部において、空家、空き地等が小さな敷地単位で、時間的・空間的にランダムに、相当程度の文量で発生すること及びその状態のこと。都市の密度が低下することで、サービス産業の生産性の低下、行政サービスの非効率化、まちの魅力・コミュニティの存続危機など、様々な悪影響を及ぼすことが懸念される。

土砂災害警戒区域.
急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる区域のことで、危険の周知、警戒避難体制の整備が行われる。

土砂災害特別警戒区域.
急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる区域のことで、特定の開発行為に対する許可制、建築物の構造規制等が行われる。

土石流
山や谷の土砂や岩石などが、梅雨や台風期の長雨や集中豪雨によって水と一体になり、一気に下流へと押し流されるもの。

土地区画整理事業
土地区画整理法に基づき、公共施設の整備改善と宅地の利用増進を図るため、土地の交換分合（換地）により道路、公園などの公共施設の整備とともに、土地の区画形質を変更する事業のこと。

土地利用規制
良好な都市環境を整備するため、建築できる建物の種類や用途等を制限すること。

■な行

内水氾濫
多量の降雨などにより、河川や側溝などへの排水が困難となり、河川から離れた箇所であっても、低地の住宅地などで浸水すること。

にぎわいとみどりの都市拠点
「町田市都市づくりのマスタープラン（2022年３月）」に位置づける拠点の一つで、鶴川駅周辺や南町田グランベリーパーク駅周辺、多摩境駅周辺、忠生周辺モノレール駅（想定）のこと。

二次医療
救急医療を含む一般的な入院治療が完結する医療サービスのこと。なお、一次医療は「診療所などの外来を中心とした日常的な医療サービス」、三次医療は「重度のやけどの治療や臓器移植など特殊な医療や先進医療を提供する医療サービス」のこと。

二次的住宅
別荘やたまに寝泊まりしている人がいる住宅などの、居住世帯のない住宅のこと。

認定こども園
教育･保育を一体的に行う施設で､いわば幼稚園と保育所の両方の良さを併せ持っている施設のこと。

法面
切土や盛土等によって人工的に整備された斜面のこと。

■は行

パーソントリップ調査
都市における人の移動（パーソントリップ）について調べるもので、都市における公共交通、自動車、自転車、徒歩といった多様な交通手段の利用のされ方を明らかにするもの。調査周期は概ね10年に１回とされている。

ハード対策
防災対策の一つで、治水施設の整備や斜面対策といった施設整備等にかかわる取組のこと。

半壊
建物の被害の度合いを言い、半壊は建物の20%以上70%未満を損壊したもののこと。

非木造
木造以外の構造で、鉄筋・鉄骨コンクリート造や鉄骨造などの建物のこと。

復興
災害等で被害を受けたものが、被災前の高い水準の機能を確保すること。

ペデストリアンデッキ
施設間や施設と道路を結ぶ歩行者専用の高架橋のこと。

保安林
森林法に定められた森林のひとつ。その種類により、きれいな水が枯れないようにしたり、土砂が流れ出すことや山崩れを防いだり、風や落石・火が燃え広がるのを防いだり、生活環境や趣のある風景を守ったりする森林のこと。

防災調整池（⇒調整池）
下流の河道が洪水を流しきれない場合に、洪水の一部を一時的に貯め、下流側の氾濫を防ぐ役割を担う施設のこと。

■ま行

町田市住みよい街づくり条例
市民、事業者、市の協働により、お互いの責任や責務を尊重しながら、市民主体の街づくりを推進し、地域や地区の個性を活かした住みよい街づくりを実現していくための仕組みを条例として定めたもの。

まちだ未来づくりビジョン２０４０
市民、地域団体、事業者など町田市に関わるすべての人々が、共に実現を目指していくビジョンとし、その実現に協力していただける人から新たに関わりを持っていただける人まで、多くの人を惹きつける魅力的なビジョンとして、町田市におけるまちづくりの基本指針と市政運営の基本となるビジョンを示したもの。

マンションストック長寿命化等モデル事業
老朽化マンションの長寿命化に資する改修工事や建替えなどの具体的に課題解決を図る取組で、先導性が高く創意工夫を含むもの。

面的な開発
都市基盤、産業基盤、それらを結ぶ交通基盤を含めた総合的な開発事業のこと。

モビリティ
「移動利便性」、「移動しやすさ」ともいい、人々が容易に移動できるように、手段や環境が整備されていること。また、乗り物や移動手段そのもののこと。

モビリティネットワーク
目的地間を容易に移動できるように、電車やバスなどの交通手段によって有機的に結ばれたネットワークのこと。

■や行

遊水地
洪水の最大流量を減少させるため、川に隣接した低地で洪水を一時的に貯めて調節し、洪水が終わった後にゆっくり流す施設のこと。

優良建築物等整備事業
市街地の環境の整備改善、良好な市街地住宅の供給等に資するため、土地の利用の共同化、高度化等に寄与する優良建築物等の整備を国が支援することで、公共の福祉に寄与することを目的とした事業のこと。

用途地域
都市計画法上の地域地区の一つであり、市街地における土地利用の混在を防止するため、建築物の建て方等に関する最低限度の基準を定めた13種類の地域のこと。

要配慮者利用施設
社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する方々が利用する施設のこと。

■ら行

リバランス効果
不均衡だったものが、需給バランスのとれた状態に適正化される効果のこと。

老年人口
65歳以上の人口のこと。

■A-Z

ＢＣＭ
Ｂｕｓｉｎｅｓｓ Ｃｏｎｔｉｎｕｉｔｙ Ｍａｎａｇｅｍｅｎｔ（事業継続マネジメント）の略。策定した事業継続計画（ＢＣＰ）をより実効性の高いものにすべく、継続的にＰＤＣＡ（Ｐｌａｎ、Ｄｏ、Ｃｈｅｃｋ、Ａｃｔ）のサイクルで見直し、管理する仕組みのこと。

ＤＸ
Ｄｉｇｉｔａｌ Ｔｒａｎｓｆｏｒｍａｔｉｏｎの略。ＩＴの浸透が人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させるという仮説を表す概念のこと。

ＧＩＳ
地理情報システム（Ｇｅｏｇｒａｐｈｉｃ Ｉｎｆｏｒｍａｔｉｏｎ Ｓｙｓｔｅｍ）の略称。地理的位置を手がかりに、位置に関する情報をもったデータを総合的に管理・加工し、視覚的に表示することで高度な分析や迅速な判断を可能にする技術のこと。

ＩＣＴ
Ｉｎｆｏｒｍａｔｉｏｎ Ｃｏｍｍｕｎｉｃａｔｉｏｎ Ｔｅｃｈｎｏｌｏｇｙ（情報通信技術）の略。通信技術を使って、人とインターネット、人と人がつながる技術のこと。

ＪＫＫ
「住宅供給公社」のことで、地方住宅供給公社法に基づき都道府県が全額出資して設立した特別法人であり、住宅供給を主としている。東京都は、「ＪＫＫ東京（東京都住宅供給公社）」を東京都政策連携団体として指定している。

ＮＰＯ
Ｎｏｎ-Ｐｒｏｆｉｔ Ｏｒｇａｎｉｚａｔｉｏｎ（非営利団体）の略。さまざまな社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し、収益を分配することを目的としない団体の総称のこと。法人格を持ったＮＰＯを「ＮＰＯ法人（特定非営利活動法人または特定ＮＰＯ法人）」という。

ＵＲ
独立行政法人都市再生機構（ＵＲ都市機構）のことで、市街地の整備改善及び賃貸住宅の供給支援・管理等を行っている。